

現 東京都食品安全推進計画 戦略的プランの評価（案）

重点課題	NO	戦略的プラン名
事業者の自主的な 取り組みの推進と都民 からの信頼の確立	1	食品衛生自主管理認証制度を充実する
	2	生産情報提供食品事業者登録制度の促進
未然防止・拡大防止に 力点を置いた施策の 充実	3	科学的知見に基づく未然防止を推進する
	4	事故等発生時における的確な被害の拡大防止を図る
	5	輸入食品の安全を確保する
	6	農産物の生産段階における指導を充実する
	7	農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視指導を実施する
	8	「健康食品」による健康被害を防止
食品の安全に関する 共通認識の醸成	9	食品表示を通じて正確な情報を提供する
	10	一人ひとりが食品の安全を考え、理解し、行動できるようにする
	11	関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を推進する

現 食品安全推進計画 戦略的プランの評価（案）

NO	戦略的プラン名	事業内容	計画目標	5年間の取組（平成21年度事業予定含む）	評価
1	食品衛生自主管理認証制度の推進（福祉保健局）	<p>(1)対象業種の拡大</p> <p>(2)制度の普及</p> <p>(3)制度の信頼性の確保</p>	<p>すべての業種に認証基準設定</p> <p>製品へのマーク表示の開始</p> <p>すべての事業者へ制度周知</p> <p>都民の商品選択への制度活用</p> <p>広域連携による相乗効果</p> <p>确实・適切な外部監査</p>	<p>➢ 平成20年度末までに、13業種（給食施設など届出施設含む）の基準を設定済レストランなど飲食店営業（一般）についても認証基準を設定</p> <p>➢ 平成21年度中に制度の対象となる許可業種（届出施設含む）40業種すべてに基準を設定予定</p> <p>➢ 認証取得施設数 39施設 260施設（平成20年度末）</p> <p>➢ 配送車、名刺、リーフレットなどに使用できる認証取得シールを作成（平成18年度）</p> <p>➢ 平成21年4月から製品へもこの認証取得シール貼付を可能とした。</p> <p>➢ 制度の説明用リーフレットの作成</p> <p>➢ 認証取得推進のためのセミナー開催（6回/年）</p> <p>➢ ホームページ等を通じての制度の周知</p> <p>➢ 福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」において、業種や区市町村を選択すると、その地域の認証取得施設が簡易に検索できる「認証取得済施設の検索サイト」を開設（平成18年度）</p> <p>➢ 平成21年4月から、都外施設の認証を開始</p> <p>➢ 全指定審査事業者（22業種）に対し年1回の監査を実施 そのための監査要領を制定（平成18年度）</p>	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1) 制度の対象となる許可業種（届出施設含む）40業種すべてについて、認証基準を設定予定。今年度中に計画目標を達成する。</p> <p>事業内容(2) 当初の計画目標はほぼ達成した。今後も継続した取組が必要。</p> <p>事業内容(3) 計画目標どおり确实・適切な外部監査を実施した。</p> <p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証取得施設数のさらなる増加のための取組 ・都民及び事業者に対する制度の認知度を高める。 ・他自治体との連携強化を図る。
2	生産情報提供食品事業者登録制度の促進（産業労働局）	<p>(1)登録事業者の拡大</p> <p>(2)制度の普及</p> <p>(3)制度の信頼性の確保</p>	<p>全国事業者へ展開 2,300の生産・製造者へ展開</p> <p>生産者団体・他県との制度提携</p> <p>登録食品マークの普及</p> <p>登録事業者の確認・現地調査</p> <p>登録審査会の開催</p> <p>食の安心推進協議会の開催</p>	<p>➢ 登録事業者の拡大 1,107事業者（平成16年度末） 3,882事業者*（平成20年度末） *登録事業者は、北海道から鹿児島県まで全国に及ぶ。</p> <p>➢ JA全農、茨城県農協中央会、静岡県との制度提携</p> <p>➢ 各種イベント等でのPR、業界紙への広告掲載を実施</p> <p>➢ 産業労働局農林水産部ホームページに、「生産情報を提供している事業者・食品」の検索サイトを開設</p> <p>➢ 登録事業者に対する実地調査や情報提供状況調査を実施</p> <p>➢ 登録審査会を年4回開催</p> <p>➢ 「食の安心推進協議会」*を開催し、生産情報提供食品事業者登録制度の効果的な実施に向けた課題等について協議を行った。 *学識経験者、消費者代表、農業生産者代表、食品産業代表、流通販売業界代表で構成する協議会</p>	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1)～(3) 制度のPRや他県等との連携を進め、計画どおり登録事業者を拡大した。</p> <p>今後の方向性 生産情報に関する都民の関心は高く、今後も継続して制度の普及・拡大を図る。</p>

NO	戦略的プラン名	事業内容	計画目標	5年間の取組（平成21年度事業予定含む）	評価
3	科学的知見に基づく未然防止を推進する（福祉保健局）	<p>(1) 食品の安全に関する情報の収集、分析</p> <p>(2) 安全に関する情報の評価と都民への提供</p> <p>(3) リスク情報に対応する施策の展開</p>	<p>魚介類を中心に有害化学物質の汚染状況を分析</p> <p>学術情報、海外情報を分りやすく都民へ提供</p> <p>食品安全情報評価委員会の評価を踏まえた施策の実施</p>	<p>➤ 毎年度、魚介類及び市販の各種食品約1,700検体について、水銀やPCBなど有害化学物質汚染実態調査を実施</p> <p>➤ 食品安全情報評価委員会で学術情報・海外情報の評価、効果的な情報発信のあり方について検討を実施</p> <p>➤ 食品安全情報評価委員会専門委員会における検討報告書のとりまとめ 「健康食品の安全性に係る情報の検討」(平成17年度) 「調理従事者を介したノロウイルス食中毒の情報に関する検討」(平成18年度) 現在、食肉の生食による食中毒専門委員会において、食肉の生食に対する情報評価の検討を行っている。(平成21年度中に検討報告書を取りまとめる予定。)</p> <p>➤ 食品安全情報評価委員会の評価を踏まえて、ホームページやパンフレット等による食品事業者や消費者への情報提供を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「健康食品ウソ?ホント?」の作成(平成18年度) ・ノロウイルス食中毒・感染症予防都民向けパンフレットを作成し、特に高齢者や乳幼児等ハイリスクグループを対象として配布(平成19年度) ・リーフレット「身近にある有毒植物」の作成(平成19年度) ・たべもの安全情報館(HPコンテンツ)での情報提供 <p><参考> 東京都消費生活条例第9条に基づく調査 「金属製アクセサリ類等に含有する重金属類の安全性に関する調査」 (平成18年3月) 東京都商品等安全対策協議会 「ベビー用おやつのおやつ安全対策について」(平成21年1月)</p> <p>➤ 食品安全情報評価委員会専門委員会における検討報告書を踏まえ、各種施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンピロバクター食中毒に関する食品衛生教育用ビデオを作製し、講習会等で予防策を啓発(平成17年度) ・「健康食品の安全性に係る情報の検討」(平成18年3月)を踏まえた、健康食品との関連が考えられる健康被害情報の収集の開始(平成18年度)及び健康食品による健康被害事例専門委員会の設置(平成19年度) ・「調理従事者を介したノロウイルス食中毒の情報に関する検討」(平成19年3月)を踏まえた、ノロウイルス食中毒・感染症予防ポスター、食品事業者向けパンフレットの作成と社会福祉施設等への指導及び食品衛生監視指導への反映 <p>➤ 健康食品に関する基準整備について、厚生労働省へ提案要求を実施</p> <p><参考> 消費生活条例に基づく調査などの結果について、関係省庁へ情報提供し、施策への反映について提案。また都民へもホームページ等により注意喚起を行った。</p>	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1) 毎年度汚染状況を調査しており、計画目標を達成している。</p> <p>事業内容(2) 計画目標を達成した。</p> <p>事業内容(3) 普及啓発資料の作成のほか、国への提案要求などを行い、計画目標を達成した。</p> <p>今後の方向性</p> <p>事業内容(1) 今後も継続し、データの蓄積を行う。</p> <p>事業内容(2) 計画策定時には、福祉保健局の事業のみを想定していたが、消費生活条例第9条に基づく調査などを含めてプランの内容に記載する必要がある。</p> <p>事業内容(3) 今後も継続して実施する。</p>

NO	戦略的プラン名	事業内容	計画目標	5年間の取組（平成21年度事業予定含む）	評価
4	事故等発生時において的確な被害の拡大防止を図る（各局）	(1) 関係各局の連携体制の構築 (2) マニュアル等の検証	関係各局の連携体制の構築 各局連携マニュアルの整備・訓練を通じた検証	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急連絡会議の運営要領の制定（平成18年度） ➢ 緊急連絡会議を適宜開催し、迅速な情報の共有化を実施 議題：ノロウイルスによる食中毒の多発について（平成18年度） 輸入冷凍餃子による健康被害の発生の発生について（平成19年度） 非食用米穀の不正流通について（平成20年度） ➢ マニュアル整備終了 ➢ 中央卸売市場におけるマニュアルに基づく机上訓練の実施（毎年度） ➢ 福祉保健局における食中毒対応訓練の実施（平成17年度、平成18年度） ➢ 食品衛生監視員を対象とする研修において、条件付与型図上シミュレーションによる危機管理訓練の実施（平成19年度以降 3回/年） 	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1) 必要に応じ調整会議を開催し、計画目標を達成した。</p> <p>事業内容(2) 必要な訓練を行い、計画目標を達成した。</p> <p>今後の方向性 大規模食中毒も含め、食品が関係する健康危機管理の観点からの検討が必要</p>
5	輸入食品の安全を確保する（福祉保健局）	(1) 専門監視班による監視の実施 (2) 輸出国の生産情報に基づく効果的な検査や監視の実施 (3) 輸入事業者講習会の開催	都内に流通する輸入食品の安全確保 輸出国の実態を踏まえた検査・監視の実施 輸入関係事業者の自主的な衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸入事業者等への立入指導（約600軒/年）、収去検査（約8,500項目/年）、表示検査（約57,000件/年）の実施 ➢ 輸入食品監視班の増員（2班4名体制から、3班6名体制へ）（平成21年度） ➢ 輸入農産物の残留農薬検査の実施（約10,000項目/年） ➢ 遺伝子組み換え食品の監視指導 とうもろこしやパパイア等について約100検体/年 大豆等の加工品に対し約150検体/年の検査を実施 ➢ 放射能検査の実施（約700検体） ➢ 検査法の開発 毎年度、指定外添加物2物質、農薬3物質及び動物用医薬品1物質 ➢ 緊急的監視1 平成19年6月から、海外における輸入食品に関する事件・事故の発生により、都民の不安が高まったため、8月中に都内に流通する加工食品の検査を118品目追加的に実施した。（輸出国に起因する違反はなかった。） ➢ 緊急的監視2 平成20年1月、輸入冷凍餃子への薬物中毒事案が発生し、輸入冷凍食品に対する消費者の不安が高まったため、2月中に緊急的に都内に流通する冷凍加工食品120品目を収去し、有機リン系農薬の検査を実施した。（薬物を検出した検体はなかった。） ➢ 輸入事業者講習会の開催（1回/年） 平成17年度から平成20年度までの総受講者数 1,474名 特に、平成19年度は、都民の不安が高まったため、例年秋に実施している輸入事業者講習会を8月に変更して実施し、771名の事業者が参加した。 	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1)～(3)について、計画目標を達成した。</p> <p>今後の方向性 輸入食品に対する都民の関心は高く、今後も継続して実施する。 海外情報等の収集を積極的に実施するとともに、輸入事業者の自主的な衛生管理の推進に取り組んでいく。</p>

NO	戦略的プラン名	事業内容	計画目標	5年間の取組（平成21年度事業予定含む）	評価
6	農産物の生産段階における指導を充実する（産業労働局）	(1) 適正な農薬の使用方法に関する指導を徹底	都内産農産物の残留農薬調査	<ul style="list-style-type: none"> 残留農薬調査(約490検体/年)、検査結果に基づく指導を実施 検査結果を産業労働局農林水産部ホームページにより公表 	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1)～(3)について、計画目標を達成した。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後は、農産物の生産段階の指導の充実だけでなく、生産者の自主的な取り組みである東京都GAP(適正農業規範)の推進を含めたプランとして展開する必要がある。</p>
			ドリン系農薬の土壌残留調査	<ul style="list-style-type: none"> 作付け予定ほ場(400箇所/年)の残留調査、調査結果に基づく指導*を実施 *栽培作物種の変更などを指導 	
			ドリン系農薬の吸収回避技術の確立	<ul style="list-style-type: none"> 専用容器による隔離栽培及び熱処理によるドリン剤の分解についての調査を実施した。(平成19年度～平成20年度委託調査) 	
7	農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視指導を実施する（福祉保健局）	(1) 農薬使用の実態把握	産地情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 特に違反事例について、他自治体、関係団体等を通じて農薬使用状況の情報を収集 	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1)～(2)について、計画目標を達成した。</p> <p>今後の方向性</p> <p>ポジティブリスト制度が平成18年度から開始され、3年が経過した。</p> <p>今後も、検査体制の強化を図っていくが、枠組みを整理する必要がある。</p>
		(2) 実態に基づく効果的な検査や監視指導の実施	重点監視等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器を整備（平成21年度設置予定の検査機器を含む） ガスクロマトグラフ質量分析計 2台 ガスクロマトグラフ 2台 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析計 3台 高速液体クロマトグラフ質量分析計 2台 効果的な検査や監視指導の実施 残留農薬検査 約1,200検体/年 動物用医薬品等検査 600検体/年 	
8	「健康食品」による健康被害を防止（福祉保健局、生活文化スポーツ局）	(1) 事業者に対する監視指導	違反・不適な商品の排除	<ul style="list-style-type: none"> 市場に流通する健康食品を試買し、表示や含有成分について調査(約160品目/年)を実施する。調査の結果、違反が判明した事例について、事業者への指導を実施する。 事業者講習会の開催(1回/年、約1,500名規模) 	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1)～(5)について、計画目標を達成した。</p> <p>今後の方向性</p> <p>今後も各局連携の下、健康食品に対する総合的な対策の充実を図る。</p>
		(2) 食品安全情報評価委員会による検討と施策への反映	新たな施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> 健康食品による健康被害事例専門委員会の設置(平成19年3月) 生活文化スポーツ局と連携して、大学生60名に東京都消費生活調査員調査制度の特別調査員を委嘱し、インターネットによる「健康食品」などの広告表示調査を実施。 	
		(3) 危害拡大防止のための仕組みづくり	健康被害の早期発見システムの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 東京都医師会ならびに東京都薬剤師会の協力により、収集した健康被害情報について、「健康食品による健康被害事例専門委員会」により分析・評価を行い、医療機関等に情報提供を行う。(平成19年度開始) 	
		(4) 医療機関に対する情報提供の仕組みづくり	医療関係者向け情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者や都民に対し、健康食品の販売者、原材料、利用方法等の情報を提供するため、福祉保健局ホームページ「健康食品ナビ」に「健康食品データベース」を開設(平成19年度) 	
		(5) 都民への普及啓発	講習会、ホームページ等による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 食の安全都民フォーラムの開催 「"食べ物"情報の上手な見分け方、受け取り方～」(平成17年8月) 「あなたは誤解していませんか？健康食品」(平成18年8月) リーフレット「健康食品ウソ？ホント？」作成・配布 健康食品関連情報サイト「健康食品ナビ」の充実 消費者向け普及啓発DVDの作成(平成21年度予定) 	

NO	戦略的プラン名	事業内容	計画目標	5年間の取組（平成21年度事業予定含む）	評価
9	食品表示を通じて正確な情報を提供する （福祉保健局、生活文化スポーツ局）	(1) 事業施設における適正表示推進者の育成 (2) 表示に対する正しい知識の普及	育成講習会実施 消費生活調査員への研修実施 都民への表示学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適正表示推進者育成講習会の開催 平成20年度末までに述べ10回開催（適正表示推進者登録数：2,687名） 適正表示推進者には、メールマガジン等により最新情報を発信している。 ➤ フォローアップ講習会の開催 平成19年度より、適正表示推進者を対象に、食品表示に関する最新情報を提供（1回/年、約600名規模） ➤ 東京都消費生活条例告示による調理冷凍食品原料原産地表示に係る事業者説明会の開催（平成20年8月に2回実施、351名受講） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査員向け研修の開催（約2回/年）、調査員による表示調査の実施（5回/年） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 定期的に地域で表示学習会を開催（約10回/年） 	<p>プランの実績</p> <p>事業内容(1) 育成講習会を開催し、計画目標を達成した。</p> <p>事業内容(2) 消費生活調査員及び都民への普及啓発を行い、計画目標を達成した。</p> <p>今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業内容(1)、(2)を継続する。 ・JAS法に基づいた表示の適正化を図るため、DNA鑑定等による食品の科学的検証に基づく調査を充実させる。
10	一人ひとりが食品の安全を考え、理解し、行動できるようにする （各局）	(1) 食品安全に関する食育の展開	地域・学校・家庭での実践	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東京都食育推進計画策定（平成18年度） ➤ 食育推進協議会*の開催（2回/年） ➤ 産業労働局ホームページ「食育総合WEB」・情報誌・講座等による各種の情報提供 ➤ 食育フェアの開催（1回/年） <p>* 学識経験者、マスコミ関係、関連団体、区市町村、国の委員で構成する協議会</p>	<p>プランの実績</p> <p>東京都食育推進計画を策定し、関連各局や区市町村、関連団体等と連携して食育施策を進めている</p> <p>今後の方向性</p> <p>平成18年に東京都食育推進計画が策定され、食育の施策全般については、この計画に基づき全庁的に実施している。</p> <p>本プランでリスクコミュニケーションに関連する施策については、枠組みの整理が必要。</p>

NO	戦略的プラン名	事業内容	計画目標	5年間の取組（平成21年度事業予定含む）	評価
11	関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を推進する（各局）	(1) リスクコミュニケーションの推進	食品の安全に関する共通認識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ➤ メールマガジン「東京都食薬eマガジン」の発行 登録者数 4,902名 (平成20年3月末現在) ➤ 食の安全都民フォーラムの開催（2回/年） 平成19年度から都民参加型「食の安全調査隊」による都民フォーラムの開催 ➤ 各種リーフレットの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・「健康食品ウソ？ホント？」（平成18年度） ・「お肉の生食や加熱不足にご注意」（平成19年度） ・ノロウイルス食中毒・感染予防ポスターの作成（平成19年度） ・身近にある有毒植物（平成19年度） ➤ 普及啓発資材の作成 カンピロバクター食中毒予防のための食品衛生教育用ビデオの作製（平成17年度） 健康食品に関する消費者向け普及啓発DVDの作成（平成21年度予定） ➤ ホームページでの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」に「たべもの安全情報館」を作成 (平成18年度) ・食品安全ネットフォーラムの運用、<u>くらしの安全ネット会議室の運用</u> ・食品安全FAQ（食品安全に関するよくある質問と回答集）の開設（平成21年度） ・生活文化スポーツ局ホームページ「東京くらしWEB」、<u>「くらしの安全情報サイト」</u>による情報提供 ➤ 情報誌による情報提供 消費生活情報誌「東京くらしねっと」による情報提供（毎月10万部） ➤ 懇談会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・都民の食の安心推進協議会の開催 ・東京都中央卸売市場消費者事業委員会の開催 	<p>プランの実績</p> <p>各種施策の実施により、リスクコミュニケーションを推進してきたが、計画目標である「食品の安全に関する共通認識の醸成」に向けて様々な取組を行っている。</p> <p>今後の方向性</p> <p>リスクコミュニケーションについては、今後も取組を強化して実施していく必要がある。</p> <p>計画目標をより具体的に設定するとともに、マスメディア等を通じた情報発信の充実や、リスクコミュニケーションに関係する人材の育成に取り組む必要がある。</p>